

## 生徒心得

### 1. 校内生活

- (1) 始業 10 分前までには登校する。
- (2) 校舎・校具は常に大切に取り扱い、万一誤って破損した場合は、担任に届け出る。
- (3) 校舎内では上履きを使用する。
- (4) 校舎内においては常に静粛にし、授業を妨げるような行為をしてはならない。
- (5) 始業より終業までの間、外出の必要がある場合は学級担任からこの生徒手帳に外出許可を受ける。
- (6) 昼食は所定の時間に教室・学校食堂でとる。
- (7) 授業に必要な物品以外は、できるだけ持って来ない。所持品には確実に記名する。
- (8) 無断で金銭、物品の募集をしてはならない。
- (9) クラス会・親睦会等の集会は責任者をたて、保護者の承諾を得た上で、一週間前までに申し出る。
- (10) 新聞・雑誌・会報等を刊行する場合は、担当教師の指導を経て、所定の手続きを受ける。
- (11) 集会における生徒の伝達は、あらかじめ、その内容を生徒指導部に提出し、許可を受ける。
- (12) 掲示物は生徒指導部の許可を受けて、所定の場所に掲示する。
- (13) 自転車通学希望者は生徒指導部の許可を受ける。自転車通学者は自分の自転車を学校に登録し、所定の場所に施錠して置く。
- (14) 下校時刻については次のように定め、学校の定める時刻を厳守するものとする。(この時刻は、校門を出る時刻である。)

#### 一般生徒及び部活動生徒

- |          |       |
|----------|-------|
| ○ 4月～9月  | 19:00 |
| ○ 10月～2月 | 18:30 |
| ○ 3月     | 19:00 |

#### (15) 放課後の校舎校庭の使用について

- ① 部活動の時間については、学校の定めるところに従うものとする。
- ② 練習時間について、遠距離通学者などには十分配慮するものとする。
- ③ 部活動に参加する生徒は、練習終了後、教室に帰ることがないよう用具いっさいをとりまとめ、練習場へ行くものとする。

### 2. 校外生活

- (1) 外出に際しては必ず行先を家人に告げ、所定の服装で、生徒手帳を携行する。
- (2) 夜間の外出は禁止する。22時以降は警察の補導対象となる。
- (3) 不健全な娯楽施設内には絶対に立ち入らない。ゲームセンターも入場禁止である。
- (4) 列車・フェリー・バス等を利用して通学する者は率先して交通道德を守り、一般の方々に迷惑をかけてはならない。
- (5) キャンプ・旅行・登山・集会などは、担任教師を経由して学校に届け出る。なおその際は責任ある者の同行を要する。
- (6) 校外各種団体に加入する場合、またはそれらの主催する集会に参加する場合は、担任及び生徒指導部に届け出て許可をうける。
- (7) 下宿しようとする者は、担任、係を経由して、学校長の許可をうける。

### 3. 手続き

- 次の場合は所定の手続きをしなければならない。
- ・ 欠席、遅刻、早退、忌引、欠課、見学、異装、外出—生徒手帳の諸届・許可欄を利用。
  - ・ 集会を行う場合—集会許可願
  - ・ 旅行をする場合—旅行届
  - ・ 自転車を使用する者—自転車通学許可願
  - ・ 下宿をする者—下宿許可願・下宿承諾書・下宿調書
  - ・ 校外各種団体に加入する者—加入許可願
  - ・ 自転車通学に関しては、通学距離が原則 1 キロ以上の生徒に限り許可する。
  - ・ バイク免許の取得及び通学に関しては、原則として認めない。
  - ・ アルバイトは、原則として認めない。